

北広島市障がい支援計画【令和3年度～令和5年度】策定に係る  
基本的事項(案)について

1 障がい者計画の基本的事項について

次期計画に係る基本的事項については、現計画の基本理念及び基本方針を踏襲しつつ、現計画の期間中に行われた障がい児・者施策の改正や、制度改正の動きなどを踏まえ、以下のとおりとします。

※下線部について、現計画との変更点

(1) 計画策定の目的及び基本メッセージ

北広島市は、「すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目指し、北広島市総合計画や国および北海道の障害者基本計画等を上位計画として、障がい児・者の自立や社会参加の促進など、だれもが住みやすい、ともに支え合う地域社会づくりを目的とします。

また、これらの目的を達成するため、基本メッセージを『ともに生きよう ともに暮らしていくために』と設定します。

(2) 基本理念

(1) に掲げる基本メッセージを支えるものとして、以下の基本理念を定めます。

ア 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい児・者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加ができる地域づくり

イ 障がい種別によらない障がい福祉サービスの推進

障がいの種別にかかわらず、充実した障がい福祉サービスのある地域づくり

## ウ 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進

障がい児・者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続に向けた支援、就労支援などに対応するサービスの提供体制を整備し、地域の社会資源を最大限活用し障がい児・者の生活を地域全体で支える地域づくり

### (3) 基本方針

(2)に掲げる基本理念を支える具体的な柱として、計画推進のための3つの基本方針を定めます。

基本方針は、障がい福祉施策の理念を具体的に示す方針であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現を図ります。

## ア 地域生活支援体制の充実

障がい児・者が「地域で安心して暮らせるまち」をつくるため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の充実を目指すとともに、障がい児・者が地域で安心して暮らしていけるように様々な障壁を取り除き、地域の一員として市民の理解を深められるよう取り組みます。

さらに、子育て、教育、健康・医療、サービス事業者、雇用等の関係者からなる「北広島市障がい者自立支援協議会」を活用して、地域ネットワークを構築するなどして、地域支援体制の充実を目指します。

## イ 地域生活への移行促進

本人が「どこでどのように暮らしたいか」を尊重し、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制の確保を図るとともに、安心して地域での生活が継続できるよう支援体制の整備を目指します。そのために居住の場であるグループホームなどの社会資源の充実を目指します。

## ウ 就労支援の充実

障がい者が意欲や能力に応じて働くことができるよう、教育関係、福祉関係、労働関係などの各関係機関との連携を強化するとともに、障がい者雇用について、企業等の理解を深めながら、働きやすい職場環境づくりに向けた支援や就労支援施策を充実させ雇用促進を図ります。

#### (4) 基本目標

北広島市の障がい福祉施策を展開するための施策の柱となる基本目標は、以下のとおりとし、それぞれの目標を具体化するための施策を展開します。

##### ア 総合的な相談サービスの提供

本市は、障がい児・者の相談支援を行うため、相談支援事業所（生活支援・就労支援）を引き続き設置し、障がい児・者がライフステージに応じて地域で安心して暮らすために、相談に対して的確に対応できる総合的、重層的な相談支援体制の更なる充実を目指します。

- ・施策 1－1 総合的な相談支援体制の充実

##### イ 利用しやすい福祉サービスの提供

本市は、これまでも、障がい福祉サービスや障がい児通所支援など障がい児・者や介護者のニーズに応じたサービスの提供に努めてきましたが、障がい児・者の生活スタイルは様々でニーズも多様化しています。

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の生活実態に対応できる、福祉サービスの提供が欠かせないことから、さらに利用しやすいサービスの提供を目指します。

さらに、障がい福祉サービス等の質を向上させるため各種研修の活用、関係者の参加の促進を図ります。

- ・施策 2－1 訪問系サービスの充実
- ・施策 2－2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実
- ・施策 2－3 自立支援医療等の充実
- ・施策 2－4 日中生活の支援
- ・施策 2－5 その他日常生活サービスの充実

##### ウ 社会参加の促進

地域で生きがいを持って暮らしていくために、移動支援、障がいの特性に応じた手段による意思疎通支援の充実や、その他の社会参加促進事業の充実を図り、障がい児・者が多様な活動に参加する機会の確保を目指します。

また、地域活動支援センターの充実を図るなど、障がい児・者に社会活動の機会

を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

- ・施策 3-1 移動支援の充実
- ・施策 3-2 意思疎通支援事業の充実
- ・施策 3-3 社会参加促進事業の充実
- ・施策 3-4 地域活動支援センターの充実
- ・施策 3-5 その他社会参加の促進

#### エ 障がい理解の促進、権利擁護の推進

障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい理解を深める取組を通じ、障がいがある人もない人もお互いを尊重し合えるよう共生社会の実現を目指します。

また、障がい児・者への虐待の防止、障がいを理由とする差別等の解消に取り組むとともに、差別解消に向けた市民への周知・啓発活動を継続して行います。

さらに、成年後見制度の利用促進など、一層の権利擁護を推進します。

障がい福祉に関する必要な情報について、障がいの有無にかかわらず入手できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

- ・施策 4-1 障がい理解の促進
- ・施策 4-2 権利擁護の推進
- ・施策 4-3 障がい福祉に関する情報提供の推進

#### オ 地域への移行促進・地域生活の継続に向けた支援

居住の場となるグループホームの設置については、順次その確保を図ってきましたが、施設・病院での生活から地域生活への移行を円滑に進めるため、さらに居住の場の確保に努めます。

また、在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

- ・施策 5-1 居住系サービスの充実
- ・施策 5-2 地域生活の継続に向けた支援

## カ 就労支援の充実

福祉的就労については、その基盤は整ってきていますが、一般就労についてはさらなる支援体制の充実が必要です。

障がい者が自立した生活を送るため、就労支援を行う相談支援事業所を引き続き開設し、就労に関する相談支援を行うとともに、その意欲や能力に応じた就労の場を確保できるよう、就労に必要な知識や能力の習得を目指します。

また、障がい者がいきいきと働き続けられるよう、企業等の障がい者雇用に対する理解を高めるための取組や働きやすい職場環境づくりのための取組を推進します。

- ・施策 6－1 就労支援の充実

## キ 災害に備えた避難体制等の確保・感染症対策に係る体制整備

災害発生時における障がい児・者の避難について、その特性に配慮した支援を行えるよう、避難支援体制を構築し、安心して安全な地域の体制づくりを図ります。

また、日頃から障がい福祉サービス事業所等と連携し、感染症対策についての周知啓発を図るとともに、道や関係団体と連携した支援・応援体制の構築等を図ります。

- ・施策 7－1 災害対策並びに感染症対策に係る体制整備

## ク 障がい児支援の充実

発達が気になる段階の子ども及び発達に遅れや偏り、障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援体制について、子ども・子育て支援法等に基づく支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援となるよう福祉・教育等の関係機関が連携を図り、一層の充実に努めます。

- ・施策 8－1 障がい児支援の充実
- ・施策 8－2 特別支援教育の推進

2 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の基本的事項について

障がい福祉計画の基本理念、基本目標の実現を目指し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき施策を展開します。

施策については、現計画（第5期障がい福祉計画）を踏襲しつつ、現計画の期間中に行われた障がい施策の改正や、制度改正の動きなどを踏まえたものとします。

成果目標については、国の基本指針及び現計画の実績等により補正を行い、以下のとおり設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末入所者数の6%以上を地域移行、施設入所者数を1.6%以上減（高齢化・重症化を背景とした目標設定）。

なお、現計画（第5期計画）目標値の未達成分は上乗せしないこととする。

	項目	数値	備考
地域移行者	R2.3.31 現在	0	
	R3.3.31 見込(A)	1	現計画内で1%地域移行
	第5期目標値(B)	16	17% (16人) 地域移行
	第5期計画 未達成者数	15	B-A
		16%	未達成率=第5期計画目標17%-実績達成率1%
	R5年度の目標値	21	国指針6%+未達成率16%=22% →R2.3.31入所者(92人)×22%
	次期計画目標値	6	国指針(6%)のみを採用する。
施設入所者数	H29.3.31 現在	91	
	H30.3.31 現在	90	
	R3.3.31 見込(C)	90	現計画内で0%減少
	第5期目標値(D)	87	4% (4人) 減少
	第5期計画 未達成者数	3	C-D
		4%	未達成率=第5期計画目標4%-実績達成率0%
	R5年度の目標値	6	国指針1.6%+未達成率4%=5.6%
次期計画目標値	2	国指針(1.6%)のみを採用する。	

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

都道府県による目標設定項目である。  
精神障がい者が、地域の一員として自分らしく安心して暮らすことができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加・地域の助け合い・教育・権利擁護等の関係機関が連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけた協議を継続していく。

③ 地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

地域生活支援拠点等が担う機能について検討を行い、整備を目指す。

④ 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型については1.26倍以上、就労継続支援B型については1.23倍以上を目指す。

また、就労定着支援事業利用者数を一般就労移行者のうち7割以上とすることを基本とする。

なお、現計画（第5期計画）目標値の未達成分は上乗せしないこととする。

<一般就労移行者数>

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者(E)	10	令和元年度において福祉施設（福祉的就労事業所）を退所し、一般就労した者の数
第5期目標値(F)	19	
未達成者数	9	F-E
令和5年度の目標値	22	国指針(R元年度実績×1.27=13人) +未達成数9人
次期計画目標値	15	国指針（令和元年度実績の1.27倍）のみを採用する。

<就労移行支援> 【新規】

項目	数値	備考
令和元年度の就労移行支援利用者 の一般就労移行者	5	令和元年度において福祉施設（福祉的 就労事業所）を退所し、一般就労 した者の数
<u>次期計画目標値</u>	<u>7</u>	国指針：令和元年度実績の 1.30 倍

<就労継続支援 A 型> 【新規】

項目	数値	備考
令和元年度の就労継続支援 A 型 利用者の一般就労移行者	0	令和元年度において福祉施設（福祉 的 就労事業所）を退所し、一般就労 した者の数
<u>次期計画目標値</u>	<u>1</u>	国指針：令和元年度実績の 1.26 倍

<就労継続支援 B 型> 【新規】

項目	数値	備考
令和元年度の就労継続支援 B 型 利用者の一般就労移行者	5	令和元年度において福祉施設（福祉 的 就労事業所）を退所し、一般就労 した者の数
<u>次期計画目標値</u>	<u>7</u>	国指針：令和元年度実績の 1.23 倍

<就労定着支援事業所利用者数> 【新規】

項目	数値	備考
令和 5 年度一般就労 移行者数（目標値）	15	令和 5 年度において福祉施設（福祉 的 就労事業所）を退所し、一般 就労する者の数（目標値）
<u>令和 5 年度の就労定着支援事業 利用者数</u>	<u>11</u>	国指針（一般就労移行者のうち 7 割が利用）



⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

北海道における目標設定の動向を踏まえ、児童発達支援センターの設置を検討していく。

イ 令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

利用できる体制は整備済みである。

ウ 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

利用できる体制は整備済みである。

エ 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議を継続するとともに、本市における社会資源の状況等をふまえながら、地域におけるコーディネート機能の構築を目指します。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

ア 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

市ではこれまでも相談に特化した組織体制や人員配置、相談支援事業所との緊密な連携等により相談支援体制の充実を図ってきたが、更なる充実を目指すことを基本目標に追記する。

⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上

ア 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障がい福祉サービス等の質を向上させるため各種研修の活用、関係者の参加の促進を図ることを基本目標に追記する。